

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年6月4日（令和6年（行情）諮問第643号）、同年8月6日（同第879号）、令和7年7月2日（令和7年同第745号）及び同年8月12日（同第910号）

答申日：令和7年10月27日（令和7年度（行情）答申第487号、同第489号、同第495号及び同第497号）

事件名：特定期間に作成された予算委員会要求資料の不開示決定（不存在）に関する件

特定期間に作成された予算委員会要求資料の不開示決定（不存在）に関する件

特定期間に作成された予算委員会要求資料の不開示決定（不存在）に関する件

特定期間に作成された予算委員会要求資料の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年5月20日付け情報公開第00172号、同年6月24日付け同第00465号、令和7年6月10日付け同第00207号及び同年7月16日付け同第00848号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1）

不開示決定の取消し。

関連部局を探索の上、発見に務める（原文ママ）べきである。

（2）審査請求書2（原処分2）

不開示決定の取消し。

関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

(3) 審査請求書 3 (原処分 3)

不開示決定の取消し。

関連部局を探索の上、今一度発見に努めるべきである。

(4) 審査請求書 4 (原処分 4)

不開示決定の取消し。

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1 について

(1) 経緯

処分庁は、令和 6 年 4 月 16 日付けで受理した (原文ママ) 本件対象文書 1 の開示請求に対し、不開示 (不存在) とする決定を行った (原処分 1)。

これに対し、審査請求人は、「関連部局を探索の上、発見に努める (原文ママ) べきである。」とし、不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 原処分 1 について

処分庁は、該当する文書を作成していなかったため、不開示 (不存在) とした。

(3) 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「関係部局を探索の上、発見に努める (原文ママ) べきである。」旨主張している。

処分庁は、開示請求 2023-00553 「予算委員会要求資料。＊対象は衆参両院及び各会派請求のもの。対象時期は今年。」(以下「別件開示請求 1」という。) に対して、対象文書 5 件 (別紙の 2 に掲げる各文書。以下同じ。) を特定の上、同年 4 月 11 日付けで開示とする決定を行っている。

今次審査請求を受けて改めて対象文書の有無を確認したが、上記対象文書 5 件の中で「別途提出」としていたものを含め、審査請求人が本件対象文書 1 の開示請求 (開示請求番号 2024-00025) を行った時点までに、該当する文書は作成していない。

(4) 結論

上記 (3) を踏まえ、諮問庁としては、原処分 1 を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分 2 について

(1) 経緯

処分庁は、令和 6 年 5 月 24 日付けで受理した本件対象文書 2 の開示請求に対し、不開示 (不存在) とする決定を行った (原処分 2)。

これに対し、審査請求人は、不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 原処分2について

処分庁は、該当する文書を作成していなかったため、不開示（不存在）とした。

(3) 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「関係部局を探索の上、発見に努めるべきである」と主張している。

諮問庁は、別件開示請求1に対して、対象文書5件を特定の上、同年4月11日付けで開示する決定を行っている。

今次審査請求を受けて改めて対象文書の有無を確認したが、上記対象文書5件の中で「別途提出」としていたものを含め、審査請求人が本件対象文書2の開示請求（開示請求番号2024-00115）を行った時点までに、該当する文書は作成していない。

(4) 結論

上記(3)を踏まえ、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3について

(1) 経緯

処分庁は、令和7年4月11日付けで受理した本件対象文書3の開示請求に対し、不開示（不存在）とする決定を行った（原処分3）。

これに対し、審査請求人は、不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 原処分3について

処分庁は、該当する文書を作成していなかったため、不開示（不存在）とした。

(3) 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「関係部局を探索の上、今一度発見に努めるべきである」と主張している。

諮問庁は、開示請求2024-00585「予算委員会要求資料。＊対象は衆参両院及び各会派請求のもの。対象時期は今年」（以下「別件開示請求2」という。）に対して、対象文書7件（別紙の3に掲げる各文書。以下同じ。）を特定の上、令和7年5月7日付けで開示する決定を行っている。

今次審査請求を受けて改めて対象文書の有無を確認したが、上記対象文書7件の中で「別途提出」としていたものを含め、審査請求人が本件対象文書3の開示請求（開示請求番号2025-00007）を行った時点までに、該当する文書は作成していない。

(4) 結論

上記(3)を踏まえ、諮問庁としては、原処分3を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分4について

(1) 経緯

処分庁は、令和7年6月16日付けで受理した本件対象文書4の開示請求に対し、不開示(不存在)とする決定を行った(原処分4)。

これに対し、審査請求人は、不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 原処分4について

処分庁は、該当する文書を作成していなかったため、不開示(不存在)とした。

(3) 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「改めて関係部局を探索の上、発見に努めるべきである」と主張している。

諮問庁は、別件開示請求2に対して、対象文書7件を特定の上、令和7年5月7日付けで開示する決定を行っている。

今次審査請求を受けて改めて対象文書の有無を確認したが、上記対象文書7件の中で「別途提出」としていたものを含め、審査請求人が本件対象文書4の開示請求(開示請求番号2025-00156)を行った時点までに、該当する文書は作成していない。

(4) 結論

上記(3)を踏まえ、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|------------|------------------------|
| ① 令和6年6月4日 | 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第643号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同年8月6日 | 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第879号) |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑤ 令和7年7月2日 | 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第745号) |
| ⑥ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑦ 同年8月12日 | 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第910号) |

- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
⑨ 同年１０月２１日 令和６年（行情）諮問第６４３号、同第
８７９号、令和７年同第７４５号及び同
第９１０号の併合並びに審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２ 本件対象文書の有無について

- （１）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書１の開示請求書には、「予算委員会要求資料のうち開示請求受付番号：２０２３－００５５３で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、外務省が作成した予算委員会要求資料のうち、別件開示請求１（開示請求番号２０２３－００５５３）の開示請求受付日の翌日である令和６年３月１３日から本件対象文書１の開示請求受付日である同年４月１８日までに作成された文書を求めているものと解した。

イ 本件対象文書２の開示請求書には、「予算委員会要求資料のうち開示請求受付番号：２０２３－００５５３で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、外務省が作成した予算委員会要求資料のうち、別件開示請求１（開示請求番号２０２３－００５５３）の開示請求受付日の翌日である令和６年３月１３日から本件対象文書２の開示請求受付日である同年５月２４日までに作成された文書を求めているものと解した。

ウ 本件対象文書３の開示請求書には、「予算委員会要求資料のうち２０２４－００５８５で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、外務省が作成した予算委員会要求資料のうち、別件開示請求２（開示請求番号２０２４－００５８５）の開示請求受付日の翌日である令和７年３月８日から本件対象文書３の開示請求受付日である同年４月１１日までに作成された文書を求めているものと解した。

エ 本件対象文書４の開示請求書には、「予算委員会要求資料のうち２０２４－００５８５で特定された後に作成されたもの全て」と記載さ

れていることから、外務省が作成した予算委員会要求資料のうち、別件開示請求 2（開示請求番号 2024-00585）の開示請求受付日の翌日である令和 7 年 3 月 8 日から本件対象文書 4 の開示請求受付日である同年 6 月 16 日までに作成された文書を求めているものと解した。

オ 処分庁は、上記アないしエの各期間に、「別途提出」と記された資料も含め、予算委員会要求資料を作成しておらず、保有もしていない。

カ 本件各審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会において、原処分並びに別件開示請求 1 及び別件開示請求 2 に係る各開示決定等通知書を確認したところ、上記 (1) の諮問庁の説明のとおりであると認められ、上記 (1) の諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、上記 (1) カの探索の範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件対象文書

(1) 本件対象文書1 (令和6年(行情)諮問第643号)

予算委員会要求資料のうち開示請求受付番号：2023-00553で
特定された後に作成されたもの全て。

(2) 本件対象文書2 (令和6年(行情)諮問第879号)

予算委員会要求資料のうち開示請求受付番号：2023-00553で
特定された後に作成されたもの全て。

(3) 本件対象文書3 (令和7年(行情)諮問第745号)

予算委員会要求資料のうち2024-00585で特定された後に作成
されたもの全て。

(4) 本件対象文書4 (令和7年(行情)諮問第910号)

予算委員会要求資料のうち2024-00585で特定された後に作成
されたもの全て。

2 別件開示請求1で特定された文書

(1) 衆議院予算委員会要求資料 (日本共産党：第1回提出分) 外務省令和6
年2月

(2) 衆議院予算委員会要求資料 (日本共産党：第2回提出分) 外務省令和6
年2月

(3) 衆議院予算委員会資料要求 (立憲民主党) 外務省令和6年2月

(4) 衆議院予算委員会資料要求 (立憲民主党：第2回提出分) 外務省令和6
年2月

(5) 参議院予算委員会要求資料 (令和6年度総予算) 外務省令和6年2月7
日

3 別件開示請求2で特定された文書

(1) 衆議院予算委員会要求資料 (日本共産党：第1回提出分) 外務省令和
7年2月6日

(2) 衆議院予算委員会要求資料 (日本共産党：第2回提出分) 外務省令和
7年2月13日

(3) 衆議院予算委員会要求資料 (日本共産党：第3回提出分) 外務省令和
7年2月21日

(4) 衆議院予算委員会要求資料 (立憲民主党) 外務省令和7年2月6日

(5) 衆議院予算委員会要求資料 (立憲民主党：第2回提出分) 外務省令和7
年2月13日

(6) 衆議院予算委員会要求資料 (立憲民主党：第3回提出分) 外務省令和7

年 2 月 2 1 日
(7) 参議院予算委員会要求資料 (令和 7 年度総予算) 外務省令和 7 年 2 月 6
日